

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 北芝電機株式会社
- 業者の住所 : 福島県福島市松川町字天王原9
- 2 指名停止措置期間 : 令和2年10月7日～令和2年11月6日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 東京支社管内、大阪支社管内（北陸・中国）、
北海道新幹線建設局管内、
関東甲信工事事務局管内（関東・信越）

4 事実概要

北芝電機株式会社は、遅くとも平成29年から令和元年5月までの間、請け負った建設工事の一部において、主任技術者を配置すべきところ、資格要件を満たさない技術者を配置した。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和2年6月23日に建設業許可部局である東北地方整備局長から指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第13項（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方機関の施行地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次に掲げる場合を除く。）。	認定した日から1か月以上9か月以下
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)